

京都市 市税口座振替依頼書

様式のダウンロードサービス

利用マニュアル(手書き)

手書き方式 編

令和7年4月1日

Ver 6.0



京都市
CITY OF KYOTO

目 次

1 ダウンロードサービス概要

●ダウンロードサービスについて.....	1
●留意事項	1
●契約事項	2

2 口座振替概要

●口座振替の対象税目	3
●口座振替の取扱金融機関	3
●主な市税の納期一覧表【令和7年度】	4
●申込日と振替開始月の目安【令和7年度】	5

3 様式作成

●作成・提出方法	6
●印刷する際の規格等	7
●印刷の方法	7

4 記入例

●記入例（ゆうちょ銀行）	8
●記入例（ゆうちょ銀行以外）	9

●ダウンロードサービスについて

京都市市税口座振替依頼書(申込書)(以下、依頼書(申込書)という)様式をお使いのパソコンにダウンロードし、依頼書(申込書)をご自身で作成・印刷していただくものです。

作成したデータファイルをメール等で送付して電子申請を行うことはできません。作成した依頼書(申込書)については、取扱金融機関により手続き方法が異なりますので、マニュアルを最後まで必ずお読みいただきお手続きください。

金融機関窓口へ提出する場合(ゆうちょ銀行を除く。)は、**依頼書**と併せて以下のものをお持ちください。

- ・納税者コードが分かるもの(納税通知書等)
- ・金融機関お届け印

●留意事項

- 1 記入事項に不備があった場合は、依頼書(申込書)の再提出が必要になり手続きに時間がかかることとなります。提出前に記入漏れ・記入誤りの有無、口座番号、金融機関へのお届印の確認をお願いいたします。
- 2 依頼書(申込書)の作成・印刷にあたっては、必ずこのマニュアルに記載の使用方法・利用環境を確認したうえで、要件を満たす用紙、プリンターをご利用ください。
- 3 手書き方式については、記入例を参考に、必須入力欄に黒ボールペン(消せるボールペンは不可)で枠からはみ出さないように記入してください。
- 4 ゆうちょ銀行(郵便局)の口座で申し込みをされる場合は、ゆうちょ銀行専用のダウンロード様式(申込書)をお使いください、なお、申込書の提出は京都市への郵送受付のみとなっており、ゆうちょ銀行(郵便局)の窓口へ提出することはできません。

●契約事項

約 定 （※ゆうちょ銀行を除く）

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

【金融機関との契約事項】

- 1 私（当社）が納付すべき市税について、京都市から貴行に納付書が送付されたときは、私に通知することなく納付書に記載された金額を納付書に記載された期日をもって、指定預貯金口座から引落としのうえ、お支払いください。
- 2 預貯金の引落としにあたっては、当座勘定規定、預金約定又は通常貯金規則にかかわらず、小切手の振出し、預金通帳及び預金支払請求書又は預金通帳及び払戻金受領書の提出などいたしませんので、貴行所定の方法で取扱ってください。
- 3 指定預貯金口座の残高（通常郵便貯金口座から払い戻すことができる金額（自動貸付を利用できる範囲内の金額を含む。））が、振替（払込）日において納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されてもさしつかえありません。
- 4 この口座振替（自動払込み）契約について、貴行が必要と認めたときは、解約されても異議ありません。
- 5 この口座振替（自動払込み）契約について、仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き、貴行にはご迷惑をかけません。
- 6 預貯金の引落とし結果について、貴行からの受領書（領収書）の交付を省略されてもさしつかえありません。

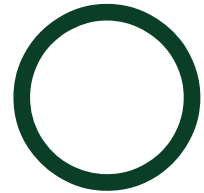
【京都市との契約事項】

- 1 この口座振替（自動払込み）契約について、私の納税義務が消滅したとき、残高不足等により指定預貯金口座からの引落としが相当期間できなかったとき、又は京都市が定める事由に該当するときは、解約されても異議ありません。
- 2 私の市税において、還付金が生じた場合は、納税義務者と口座名義人が同一であるときに限り、指定預貯金口座へ振り込んでいただいてさしつかえありません。
- 3 預貯金の引落としの確認は、預貯金通帳の記帳等で行いますので、口座振替後の通知（口座振替済通知書）の交付を省略されてもさしつかえありません。

●口座振替の対象税目

口座振替ができる税目

- ・市・府民税・森林環境税(普通徴収)
- ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- ・固定資産税(償却資産)
- ・軽自動車税(種別割)



口座振替ができない税目

- ・市・府民税・森林環境税(特別徴収※)
※給与から天引きされるもの
- ・法人市民税、事業所税



●口座振替の取扱金融機関

令和7年4月

取扱金融機関

- 〔銀 行〕 みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・北陸・北國・福井・滋賀・京都・池田泉州・南都・但馬・福邦・徳島大正・関西みらい・ゆうちょ(又は郵便局)
- 〔信託銀行〕 三菱UFJ・みずほ
- 〔信用金庫〕 京都・京都中央
- 〔信用組合〕 京滋・近畿産業
- 〔農業協同組合〕 京都府信用農業協同組合連合会・京都市・京都中央・京都
- 〔その他〕 近畿労働金庫

●主な市税の納期一覧表【令和7年度】

年 月	納期限	主な対象税目
令和 7年 4 月	4月30日(水)	固定資産税 [第1期分]
5 月	6月2日(月)	軽自動車税 (種別割)
6 月	6月30日(月)	市・府民税 [第1期分]
7 月	7月31日(木)	固定資産税 [第2期分]
8 月	9月1日(月)	市・府民税 [第2期分]
9 月	9月30日(火)	9 月 随 時 分
10 月	10月31日(金)	市・府民税 [第3期分]
11 月	12月1日(月)	11 月 随 時 分
12 月	1月5日(日)	固定資産税 [第3期分]
令和 8年 1 月	2月2日(月)	市・府民税 [第4期分]
2 月	3月2日(月)	固定資産税 [第4期分]
3 月	3月31日(火)	3 月 随 時 分

口座振替日は当該月の末日となります。

口座振替日が休日等の場合は、翌営業日となります。ただし、12月28日が休日等の場合は、翌年の第1営業日が口座振替日となります。

●申込日と振替開始月の目安【令和7年度】

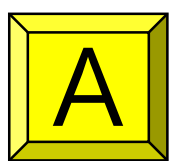
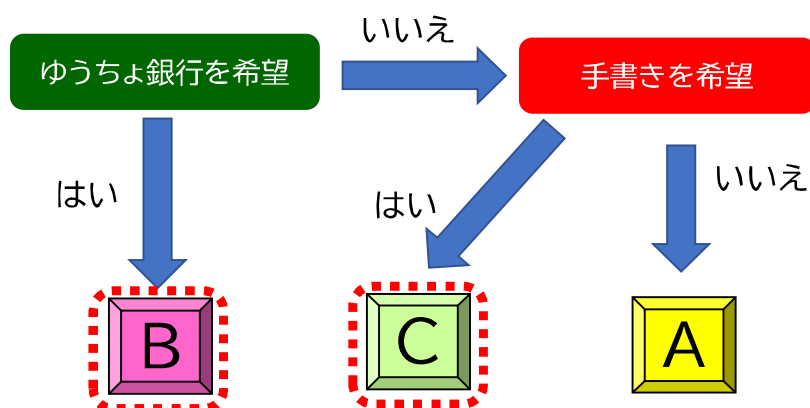
申込期限目安	主な対象税目		振替日
3月7日(金)	固定資産税[第1期分]	随時 (4月)	4月30日(水)
4月11日(金)	軽自動車税(種別割)	随時 (5月)	6月2日(月)
5月9日(金)	市・府民税[第1期分]	随時 (6月)	6月30日(月)
6月6日(金)	固定資産税[第2期分]	随時 (7月)	7月31日(木)
7月11日(金)	市・府民税[第2期分]	随時 (8月)	9月1日(月)
8月8日(金)		随時 (9月)	9月30日(火)
9月12日(金)	市・府民税[第3期分]	随時 (10月)	10月31日(金)
10月10日(金)		随時 (11月)	12月1日(月)
11月7日(金)	固定資産税[第3期分]	随時 (12月)	1月5日(日)
12月5日(金)	市・府民税[第4期分]	随時 (1月)	2月2日(月)
1月9日(金)	固定資産税[第4期分]	随時 (2月)	3月2日(月)
2月6日(金)		随時 (3月)	3月31日(火)

通常、お申し込み後口座振替が開始されるまで1か月半から2か月程度要します。
口座振替の登録が完了しましたらハガキ等で振替開始時期の通知を行います。
登録完了後、直近の納期分から口座振替の取扱いを開始します。

この表は、あくまでも事務処理スケジュールの目安を示したものであり、
諸事情により多少前後する場合がありますので予めご了承ください。

(利用開始月を保証するものではありません。)

●作成・提出方法

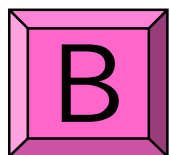


京都市市税口座振替依頼書

(エクセルデータ【ゆうちょ銀行以外】)

※ゆうちょ銀行は手書き様式のみのお取り扱いとなります。

※詳細は<データ入力方式編>マニュアルをご参照ください。



京都市市税自動払込利用申込書

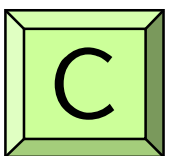
(手書き【ゆうちょ銀行】PDF形式)

記入例(ゆうちょ銀行)を参照して作成してください。

必要事項をご記入後、ダウンロード専用送付用封筒又は宛名部分を貼り付けした封筒に封入のうえ京都市にご送付ください。

記入例(ゆうちょ銀行)の下部に申込者控えがございますので、必要事項を記入し、保管してください。

<ゆうちょ銀行(郵便局)窓口での受け付けはできません。市への郵送のみの受付となります。>



京都市市税口座振替依頼書

(手書き【ゆうちょ銀行以外】PDF形式)

記入例(ゆうちょ銀行以外)を参照して作成してください。作成した依頼書は、以下によりご提出ください。

<金融機関窓口へ提出する場合> ※最短でお手続きが完了

作成した依頼書(3枚)、預金通帳、銀行届け出印をお持ちになり窓口にてお手続きください。

<市へ郵送する場合>

1枚目は本人控えとして保管いただき、2、3枚目をダウンロード専用送付用封筒又は宛名部分を切り取り、貼り付けした封筒を京都市にご送付ください。

●印刷する際の規格等

- ・大きさ：日本工業規格A4
- ・紙 色：表裏とも白紙(写真用光沢紙、カラー紙、わら半紙は不可)
- ・紙 質：上質紙、中性紙、PPC用紙(普通紙、コピー用紙)
感熱紙及びロール紙は使用できません。
- ・印 字：印字はカラー、白黒印刷のどちらでも結構ですが、カラー印刷推奨。
- ・その他：印刷する依頼書(申込書)用紙の記載内容の改ざんはできません。
また、改ざんした用紙を使用することはできません。
両面印刷ではなく、片面印刷をお願いします。

●印刷の方法

- ・ダウンロードした申請書を印刷してください。その際、ページサイズは実際のサイズに設定して拡大・縮小印刷をしないでください。
- ・通常の余白設定より余白範囲を狭くして作成しているため、印刷した際、PCの余白設定によっては印字位置がはみ出してしまうことがあります。様式全体が正常に印刷できなかった場合は、印刷前のプレビュー表示や用紙サイズ、余白設定の確認又は変更を行ってください。

黒のボールペンで太枠内をもれなく御記入・（印影は鮮明に）御捺印ください。
パソコン等による印字は受付不可です。

ダウンロード専用

京都市 市税自動払込利用申込書

記入例

この依頼書は、京都市に提出し、京都市が金融機関を通じて、指定口座から市税を自動で引き落とすためのものです。記入の際は、必ず「記入例」を参考にしてください。

申込年月日：〇〇年〇〇月〇〇日（書類記入年月日を御記入ください。承認番号：OSD000012）

依頼先（金融機関名）：ゆうちょ銀行（支店名：〇〇〇〇）
（日中に連絡をとることができる電話番号を御記入ください。075-1234-5678）

法人の場合
・法人格は省略せず記入してください。
例）×（株） ○ 株式会社
お届け通りに御記入ください。

座名義：フリガナ：コウフリ ハナコ
口座名義：氏名又は名称：口振 花子
指定口座：ゆうちょ銀行
種目コード：166 支店コード：35 通帳記号：1 1 2 3 0 ※ 通帳番号（右詰めで記入）：4 5 6 7 8 9 1
払込先口座番号：01010-3-960099 払込先加入：数字は右詰め 管理番号：
払込日：毎月末日、12月のみ28日（土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日）

納税義務者：住所（所在地）：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
フリガナ：コウフリ タロウ
氏名又は名称：口振 太郎
電話番号（日中連絡可能）：010-1234-5678
口座名義人との続柄：夫

口座名義人と納税義務者が異なる場合は、口座名義人との続柄を御記入ください。

依頼する税目に○をし、納税者コードを納税通知書等から正確に記入してください。氏名コードは右詰めとしてください。

納税者コード：区 学区 町 氏名（数字のみを右詰めで記入）
振替方法（いずれかに○）
（普通徴収）
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
（償却資産）
軽自動車税（種別割）

記入誤りの箇所には金融機関届出印で訂正印を押印してください

振替方法のどちらかに○をしてください。○が無い場合は、「期別」の取扱いとなります。

京都市 市税自動払込利用申込書（申込者控）

御依頼内容を記入していただき、開始のお知らせが届くまで大切に保管してください。

（依頼内容をメモしていただき、お手元に保管してください。）

申込年月日： 年 月 日

通帳記号（6桁目がある場合は※欄に御記入下さい）：1 0 ※ 番号：
口座名義人： 納税義務者名：
依頼税目： 振替方法： 納税者コード：
市・府民税・森林環境税（普通徴収） 一括 期別
固定資産税・都市計画税（土地・家屋） 一括 期別
固定資産税・都市計画税（償却資産） 一括 期別
軽自動車税（種別割）

記入例を参照のうえ、黒のボールペンで太枠内をもれなく御記入・(印影は鮮明に)御捺印ください。
口座名義欄は法人のみゴム印可です。

ダウンロード専用
(ゆうちょ銀行以外)

京都市 市税口座振替依頼書 (申込者控)

記入例

(金融機関へ提出
申込者保管)

申込年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	書類記入年月日を御記入ください。
依頼先 金融機関	金融機関名 東西 銀行 ・信川金庫 組合・()	本店 南北 支店 出張所

依頼区分	☒ 開始 ☐ 取消	下記のとおり、口座振替によって納付したいの (金融機関の口座振替の口座番号の変更等、 いずれか一方に〇してください。 記入内容と振替したい口座振替を取消(解約)します。
------	---	---

法人の場合

- ・法人格は省略せず記入してください。
例) × (株) ○ 株式会社
- ・代表者名の役職・氏名も御記入ください。

日中に連絡をとることができる
電話番号を御記入ください。

075-1234-5678

中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

座名義	口座名義 氏名又は名称	金融機関コード ※	店舗コード ※	預金種別 (いずれかに〇)	口座番号 (数字のみを右詰めで記入)
指定口座	金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) ※欄は金融機関で記入します	1 2 3 4 5 6 7	8 9 0	☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 納税準備	1 2 3 4 5 6

金融機関お届け印を鮮明
に押印してください。

口振

数字は右詰め

該当するほうにチェック(☑)をしてください。

☐ 口座名義人と納税義務者が異なる場合は、口座名義人との続柄を御記入ください。

納税義務者の記入は不要です。
以下の納税義務者欄を記入してください。

口座名義人と納税義務者が異なる場合は、口座名義人との続柄を御記入ください。

住所 (所在地)	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
フリガナ	コウフリ タロウ
氏名又は名称	口振 太郎
電話番号 (日中連絡可能)	010-1234-5678
口座名義人との続柄	夫

納税通知書等で御確認ください。

依頼税目等	依頼税目 依頼する税目に〇をしてください。	納税者コード				振替方法 (いずれかに〇)							
		区	学区	町	氏名 (数字のみを右詰めで記入)								
市・府民税・森林環境税 (普通徴収) 注: 特別徴収は口座振替できません	☒	1	6	8	8	6	6	1	1	0	0	2	☒ 一括 ☐ 期別
固定資産税・都市計画税 (土地・家屋) (償却資産)	☒	1	6	8	8	6	6	2	3	4			☒ 一括 ☐ 期別
軽自動車税(種別割)	☒	1	6	8	8	6	6	3	4	5	6		☒ 一括 ☐ 期別

依頼する税目に〇をし、納税者コードを納税通知書等から正確に記入してください。氏名コードは右詰めとしてください。

記入誤りの箇所には金融機関届出印で訂正印を押印してください。

振替方法のどちらかに〇をしてください。〇が無い場合は、「期別」の取扱いとなります。

- この口座振替(自動振込み)契約について、既に給付が生じても貴行の責によるものとする。
- 預貯金の引落しと結果について、貴行からの説明書(領収書)の交付を省略しても差し支えありません。
- 【京都市との契約事項】
- この口座振替(自動振込み)契約について、私の納税義務が消滅したとき、後不足等により、私は預貯金口座からの引落としが担当方ではなかったと、又は京都市が定める事由に該当するときは、特約されても無効ありません。
- 私の戸籍において、交付金が生じた場合は、本書記載の納税義務者と口座名義人が同一である限り、私は預貯金口座へ振込みを依頼していただくことはありません。
- 預貯金の引落としの効力は、預貯金口座の記帳等で行いますので、口座振替後の口振(口座振替消去通知)の交付を省略させていただきます。

お問い合わせ先	京都市 市税事務所 納税推進担当（口座振替）
所在地	〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階
電話	075-213-5466